

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開催挨拶

司会者：本日はお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございます。今回の司会を担当する京都地裁の柴山と申します。よろしくお願いいたします。

私は、去年の4月に京都地裁に来まして裁判員事件を担当していますが、今年の5月で制度施行10周年ということになります。10年というと結構長いようにも思いますけれども、まだまだ始まったばかりかなという感じで非常に課題も多く、検討すべきところも多いかと思しますので、今日はこういう機会を設けさせていただきました。

今後の裁判員制度のためにも、皆さんの貴重な御意見、忌憚のない御意見をいただきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、同席させていただく法曹三者から自己紹介をしていただきます。今日は私以外に裁判官、検察官、弁護士の方に来ていただき、皆さんのお話をお聞きして今後の参考にするということと、あと皆さんの抱えた疑問点についてお答えいただいたり、いろいろと発言したりしていただきますので、よろしくお願いいたします。

裁判官：第1刑事部の部総括裁判官を務めております入子と申します。裁判員裁判では、裁判長を務めさせていただいておるところであります。参加者の皆様の中には、私が関与した裁判員裁判において裁判員あるいは補充裁判員としてお骨折りいただいた方もいらっしゃるで大変懐かしく思っております。当時のことが思い出されます。

本日は皆様から本当に率直な御意見を頂戴いたしまして、ぜひ今後の参考にさせていただきたいというふうに思っております。裁判員裁判も始まって10年ということで、長い年月が経ったようにも思われるのですが、実際担当している者

からすると、まだ始まったばかりという感覚があります。何が正解であるとかも全く分からない状況で、日々の裁判員裁判の経験を踏まえて自分の中でいろいろ改善点を模索しているところです。

今日は皆様からいろいろ御意見を頂戴いたしまして、私自身も勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

検察官：京都地検の公判部、裁判を担当する部で働いております検事の升田といたします。よろしくお願いします。このたびは、このような貴重な機会にお招きいただきましてありがとうございます。

私は今年の4月から京都地検へ参りましたので、今日議題に挙がっている事件について直接関与はしておりません。したがって、少し質問にお答えできない部分もあるかと思えますけれども、そこは御了承いただければというふうに思っております。検察庁としましても、裁判員の皆様から御意見を伺える貴重な機会というふうに考えておりますので、忌憚のない御意見をいただいてこういうふうにしたほうがいいんじゃないかと思ってる点について、お話いただけると大変助かると考えております。よろしくお願いします。

弁護士：弁護士の遠山といたします。今回の事件のうち2件を担当していました。

我々弁護士会としても、よりよい弁護活動を提供していきたいと考えておりますので、温かくも厳しい御意見をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

司会者：今日の進行の予定ですけれども、テーマが分かりやすい審理・評議の点と、多くの方が参加していただくためにはどうすればよいかとか、あるいは裁判員をされてどういった経験になったのかというようなどころをお聞きしていくこととなります。いきなりテーマに入るよりも、まずは皆さん方に裁判員裁判に参加された全般的な感想をお一人ずつ言っていただいた後、各テーマに入っていきたいと思えます。

2 裁判員を経験した感想

司会者：まず1番の方が担当された事件は、殺人事件で、これは金銭トラブルから被害者を殺害したという事件で、他の人と一緒にやったけれども、この人自身は何もやっていない、法律用語でいうと共謀ですね。共謀共同正犯という非常に難しい事件であったかと思います。

裁判員経験者1：裁判長のほうから特殊なケースで非常に難しい事件だと言われましたが、私自身どこが難しいのかもさっぱり分かりませんでした。

どうやって有罪か無罪にするのか、判断のところがやっぱり難しかったなというふうに思っています。

評議ではいろいろな意見が出ましたし、私の意見も言いましたけれども、これがよかったのか、判決が出た後でも、今でも悩むことはあります。

司会者：2番の方は保護責任者遺棄致死という事件で、同居するお母さんがある晩、倒れて血を流してるんだけれども、結局そのまま放置して亡くなってしまったという事件でした。2番の方担当していただいた感想等お願いいたします。

裁判員経験者2：被告人の性格とか全く分からないところもあるので、はっきり言うのが難しいというのが率直な意見です。

司会者：3番の方は、殺人未遂と殺人という事件で、2人から攻撃されたときに小刀で反撃して1名を殺害して、もう1人は殺人未遂で、正当防衛などが争われた事件でしたが、いかがでしたか。

裁判員経験者3：率直な感想としましては、評議の時間がすごく長く感じられて、すごくしんどかったというのが正直なところですね。被告人と証人、3、4名の発言が結構まちまちだったり、証言と証拠がうまく結びつかなくて、どのように事実認定していくのかというところがすごく正直、誰のことを信じていいのか分からないという状況になって、すごくしんどかったというのが正直な感想です。

司会者：4番の方に担当いただいたのは、お父さんを殺害した殺人事件で責任能力

が争われていて、専門の医師の鑑定があつて、その信用性などが問題になった事件でしたが、いかがでしたか。

裁判員経験者 4：私が参加した事件は、偶然なんですけども、被告人とその父親との関係というのが、私とすごく重なる部分がありまして、いろいろ思うことがすごく多かったです。最後の方になったら、少しストレスに感じてきたので、お伝えしようかどうしようかなと思って、裁判長に正直にお話させていただいたら、よくお話してくださいましたとお返事をいただいてすごくほっとしました。そういうサポート面でもすごくしっかりしていただいたので、ありがたいなと思うことがありました。

司会者：5番の方の事件は、お母さんに対する傷害致死ということで、特に事実関係は争いがなかったみたいですけども、いかがでしたか。

裁判員経験者 5：選ばれたときに人が亡くなっている事件ということで、どんな凶悪な人なんだろうと思っていたら、普通の方が犯人になり得るんだなというのが第一印象でした。私自身、不明なところがいっぱいあつて、たくさん質問してしまつて、裁判員裁判で時間の無駄になってしまうのではないかと、素人が参加することによって裁判官がわざわざ説明しなくてはいけないことが面倒ではないかということを感じたというのが率直な意見です。

司会者：今、お話が出ましたが、まさにそういう皆さんの疑問というのが、その事件を正しい結論というか、妥当な結論に導く上で非常に重要だと思っています。そういう疑問点をどんどん出していただくと、私たちは何の疑問も感じずにこれまでやってきたところが、これどうなのかと気付くきっかけになるので、そういう質問は非常に私としてもありがたかったと思っております。

6番の方は、強盗致傷で、タクシーの中で首を絞めてお金を取ってるんですけども、強盗しようと思った時期が問題になって、これは強盗致傷になるのかどうかというところが、法律的にも難しい問題があつたようですが、いかがでしたか。

裁判員経験者 6：最初，殺人でもなく，取った金額も大した高額でもなく，何で裁判員裁判になるのかなという感想を持ったぐらいでした。ですので，もう簡単に進むのかなという感じで臨んだのですが，実際に細かなところを見ていくと結構難しくて，いろいろな意見をお互いに出し合うのですが，裁判長が気軽に言えるような雰囲気をつくってくれていました。皆さんもすごく誠実に臨んでいたということがありましたし，決めていく過程では，すごく正直なことを言えましたし，雰囲気よく決めていけました。

ただ，しんどかったことは間違いないです。やはり人の罪を決めるというあたりは，それなりの責任感を皆さん持っておられましたし，自分としてもその辺を真剣に考えなければならないという感覚もあって，終わってほっとしたというのが正直なところですよ。

司会者：7番の方に担当していただいたのは，傷害致死ということで，お父さんと同居されていて，腹が立って踏みつけたりして死亡させたというような事件でしたが，いかがでしたか。

裁判員経験者 7：事件に関して思い出すと，やはり分からないという感じがとてもあると思いました。1年経っても，まず被告人の考えが分からない，表情が読めない，感情があまり読めないというのもありましたし，あと，判断するというのはやはり本当に難しいことだなと思いました。与えられた情報について焦点を当てて考えてくれれば結構ですと言われましたが，何かいろいろ知りたくなくなってしまって，知ったところで量刑には関係ないのかもしれないんですけど，でも，どういうところまで知って判断するのか，そういう難しかったことを思い出しました。

司会者：最後8番の方に担当していただいたのは，殺人事件で，奥さんを殺害したという事件だったかと思いますが，いかがでしたか。

裁判員経験者 8：身内の事件で本人も事実を認めていらっしやったので，裁判員が

考えるのは量刑をどうするかということに絞られていました。今日参加している皆さんがいろんな事件担当されてるなと思いましたが、割とスムーズに、他に比べると考えやすい事件だったのかもしれないと思います。

3 分かりやすい審理・評議の在り方①<冒頭陳述>

司会：それでは、今、皆さんに全体的な感想というのを述べていただきましたけれども、これからは審理の分かりやすさという点から入っていきたいと思います。まず冒頭陳述というのがあったと思いますが、最初に法廷に入って、冒頭陳述まで終わった段階で、双方の説明がよく分かって、この事件はここが問題なんだな、ここを私たちは判断するのだなというところについて分かりやすかった、あるいは分かりにくかったといった御意見ございませんか。

裁判員経験者 1：私はすっと入りました。まず大まかな道筋をつけていただきましたので、後はこうすればいいんだなというようなことだけは分かりましたので、助かったと思います。

司会者：そうですか。ありがとうございます。ほかの方で最初の冒頭陳述を聞いて、大体分かったか、何がポイントなのか分からなかったとかについて、いかがですか。

裁判員経験者 6：この事件自体がそんな難しい事件だと思わなかったもので、冒頭陳述を聞いても、ポイントはここだということぐらひは分かっていたのですが、なぜそれを問題にするのかというところがありました。いろいろ話し合いしていく中で、その難しさが分かってきたというところがありました。

司会者：6番の方の事件は、首を絞めて金を取ったという話なんですけど、その金を取ろうと思ったのがどこかによって刑が変わってくる事件だったわけですが、冒頭陳述を聞いてしっくりきましたか。

裁判員経験者 6：何かやったことには違いはないのだから、どこで起ころうが関係ないのではないかという感覚でした。ところが、裁判長の話や、ほかの裁判官の

話を聞いていると、そのことが大事だということがだんだんと分かってきたという形でした。

司会者：その点については納得いきましたか。

裁判員経験者 6：分かりました。けれども、それはもう法律上納得するしかなかったという感じです。素人考えで言うと悪いのは悪いのではないかと最後まで持っていました。

司会者：ありがとうございました。3番の方どうでしたか。

裁判員経験者 3：最初、裁判長と裁判官から概略のアナウンスがあったので、冒頭陳述を聞いて理解ができたと思いますが、もしそのアナウンスがなかったら多分すごく理解するのが難しかったのかなという気がします。

司会者：特に事実関係に争いが無いという事件では、量刑が問題になるのですが、それについては冒頭陳述を聞いてどうでしたか。刑の長さを決めるのだなというイメージが沸いたのか、あるいはもう少しこういう説明をしてほしかったといった御意見ありますか。

裁判員経験者 2：最初の段階で量刑が問題になるなというようなことは分かりました。

司会者：それで量刑のイメージ、何年ぐらいかなといったことを考えられましたか。

裁判員経験者 2：もっと重い刑になるのかなと思ってました。

司会者：他の方いかがでしょうか。

裁判官：冒頭陳述は、映画でいうと予告編みたいなもので、映画の本編というのはその後から始まる実際の証拠調べということになると思います。この冒頭陳述の機能としては検察官の主張と弁護士の主張をご覧になって、どこが裁判員として、あるいは補充裁判員として判断の分岐点になるのか、それがきちんと分からないと冒頭陳述の機能は果たされていないというふうに思います。初公判の日で皆さん非常に緊張した状態で、法廷に立たれていたと思うのですが、そういった心境の

中で、冒頭陳述、検察官のものと弁護士のものをお聞きになられて、自分たちとしてはどこを重点的に見て判断していけばいいのかというのはきちんと理解できましたか。

裁判員経験者 7：私の場合は分かりやすいと思いました。結局、殺意があったのかなかったのかというところだったのかなと思います。検察官の資料を見ると、正直に言わなかった、暴行をしたことがあったと言わなかった時点で黒というイメージでした。しかし、弁護人の話を聞くと、それに酌むべき事情があったのか、家庭環境もあるということを考えるのだというのはすごく分かりました。

司会者：量刑を検討するにあたってどういうところがポイントで、双方からの主張を聞くと、ここが違うんだなということは、よく分かったという感じですね。

4 分かりやすい審理・評議の在り方②<証拠調べ>

司会者：それでは次に、冒頭陳述の後の証拠調べです。証拠調べとしては証拠書類を読み上げて説明する手続と、証人や被告人から直接話を聞くといった手続がありますが、証拠調べを聞いて、分かりやすかった、分かりにくかった、もっと知りたかったとか、あるいは多過ぎておよそ理解できなかったとか、そのあたりの率直な感想はいかがですか。

裁判員経験者 1：私の担当した殺人事件で、検察官から傷が50カ所くらいあったと説明がありましたが、その傷一つ一つに何センチという説明がありました。結局50カ所あって致命傷になった傷はここというような説明だけでよかったのではないかと思います。確かに残虐性を聞いてもらうために必要なのかも分かりませんが、そこまでの一つ一つの説明が詳しく必要かなと私は思いました。一つ一つ全部説明して、かなり長く説明する時間を取ったなと感じました。

司会者：同じように殺人事件あるいは傷害致死では、死因でどのような怪我をしたかということは、かなり立証されると思いますが、他の方の感想はいかがですか。

裁判員経験者 8：私が担当したのは殺人事件でしたが、逆に結構淡々と、その凶器

の写真などを説明されていました。何でこういうふうにしたのかといった経緯が気になりました。

司会者：他に御意見や御感想はありますか。個々の証拠内容やもっこの辺が知りたかったといったことについていかがですか。

裁判員経験者 6：私の担当した事件で問題になっていたのは、お金を取ろうと考えたのはいつかということでした。それがすごく問題となったのですが、それを考えたところで分かるのかなという思いがありました。出てくる証拠のその範囲の中で考える感じでしたので、それ以上のことは想像するしかなかったです。

司会者：今の関連で、あるいは証拠調べ全般でも結構ですが、何か感想はありますか。

裁判員経験者 4：私が参加した事件では、被告人の夢というのがかなり大きく扱われていました。夢は再現できないので、精神科の医師の意見を伺うことになりましたが、仕方がないのだろうと思いながら話を聞かせていただきました。証拠品については、大量の血液が映っている写真がモノクロで用意されていたので、御配慮いただいた点がよかったですと思います。

裁判官：4番の方が関与された事件ですが、この精神科の医師の尋問は分かりやすかったですか。分かりやすかったとすればどういうところがよくて、分かりにくかったとしたらどのあたりが少し分かりにくかったですでしょうか。

裁判員経験者 4：確かに専門用語も出てきますので難しいと思う言葉もありましたが、分からない言葉が出てきたらすぐ聞かせてもらいました。精神科の医師も資料を用意してくれていたもので、私は大変分かりやすかったです。

司会者：他に例えばこの人聞きたいけれども、証人として出てきていないというようなことはありましたか。

裁判員経験者 6：それはありました。同僚の方が出てきてくれなかった、出てくるように言ったかどうかとも知りませんが、結局我々の前には全然現れないし、意見

さえも聞くことはありませんでした。その点について調べた結果もなかったです。

司会者：それもなかったですか。

裁判員経験者 6：はい。証拠としてあがっていたタクシーのドライブレコーダーでは、犯人が首絞めてる場面はほとんど出てこず、そのもう 1 人の同僚が抗議をしている様子がずっと流れていました。そうであるなら、なぜこの人が出てこないのかという意見が出ていました。

司会者：他の方、そのようなことはありましたか。

裁判員経験者 4：被告人の奥様が証言台に立たれたのですが、娘さんのお話も出てきて、娘さんの言葉を代読されていました。できれば娘さんにも、娘さんの口から言葉を聞きたいなとは思いました。お父様のことにすることなので、お父様に対してはどのように思っておられるか分かりませんが、もしかしたらその辺も、判決にかかわっていたかもしれないなと少し思いました。

司会者：特に証拠の量や傷の説明が細かいという話がありましたが、何か検察官のほうでありますか。

検察官：証拠の関係でお話をさせていただくと、審理のかなり最初のほうに見ていただくものが、書証という点では多いというふうに理解をしております。そうすると、短時間の間に眺めていってしまって、これがどれぐらい記憶の中に残るのか、どれぐらいそれが重要な意味を持つてるのかということとその場で御理解いただけるかどうかという問題もあって、そういう意味合いでできるだけ関係ないものを絞る、こちらの立証としては関係ないものを絞っていくというふうに考えています。その中で、こちらが立証する当事者同士としては余り重要だと考えてはいないものでも、やはりお聞きになってる立場としては知りたいなとギャップが生まれてきてしまうところは、検察官としてもどうやって埋めていくかというところではあります。余りに情報量を増やし過ぎてしまうと、今度は気になるポイントもおそらく増えていってしまうという構図になるのだらうなというふうに

も思っていて、公判前の整理手続の段階で当事者の中でこういうところは興味が出るかということ話し合っておくことも一つかと、拝聴していて思った次第です。

司会者：弁護士の立場から何かありますか。

弁護士：お聞きしたいことが二つあります。尋問をやっているときに、その弁護士の質問の仕方が声が小さいとか、早口であるとか、あるいはメモ用紙を用意してくれるとかしてくれないとか、そういったところで何か配慮が足りないとか、そういった点があれば教えていただきたいのが一つ。

あと個別になりますが、3番の方の事件で、小刀とコンテナの現物を、実際、手にとってみたいと思われたかどうか、教えていただければと思います。

司会者：最初に、3番の方お願いします。

裁判員経験者3：おっしゃるとおりコンテナと小刀がすごく重要になってくる事件だったと思うのですが、写真を呈示されましたが、重さやそれを片手で振り回していたかどうかというようなところがどうなんだろうということが想像するしかありませんでした。重さも何キロというのは出ていましたが、書面の情報だけでは実際分からなくて、評議の場で、みんなで振り回せるようにしたりするということはありませんでした。もしそのものでなくても、同じタイプのものがあれば、イメージしやすかったのかなというのはありました。

司会者：弁護士や検察官の質問の仕方や態度全般で、何か気になったとか、何か余り好印象がなかったとか、何かそういうお気づきの点があればお願いします。

裁判員経験者5：私が担当した事件はお母さんを足で踏みつけて放置して死なせてしまったという事件で、踏んだときにどんな気持ちでしたかとかといったことを検察官が何度か言われていたのですが、かっとなってしているから、無の状態ではないのかなと思いましたが、結構しつこくそのときの気持ちを聞かれていましたが、その質問って答える側も難しいのではないかなという意見が、

評議の中で出ていたので気になりました。

司会者：ほかの方で何か質問の仕方とか、あるいは法廷での態度全般で何か気になった点とかございませんか。

裁判員経験者 8：私の記憶ももう結構前の裁判なので薄れてきてはいるのですが、被告人が結構泣きながらしゃべるという状況で、検察官とのやり取りで何を言ってるのかよく分からないという感じの印象が少しあったような記憶があります。

裁判員経験者 7：プレゼンの資料を見た時点で、もう弁護士の方に自分の意見がいきそうな感じがしました。正直言うと、検察官のしゃべり方が余りよく分からなくて、その人の資質によるものなので、そこに左右されてはいけないということは分かってるのですが、とにかく表情がきついし、もう攻めるぞというか、もう被告人は悪い人ですというような感じで、テンポも速いしゃべり方でした。それに比べると、弁護士はゆったりしゃべって分かりやすく、資料も見やすかったです。

裁判員経験者 6：聞いてみると、その事件が起こってから我々が参加させてもらうまでの間に準備が半年ぐらいあったそうです。それで我々に分かりやすい資料を準備していただいたので、資料自体は結構分かりやすくされていました。でも、素人が考えてもやっぱり少し気になるというか、抜けていたなというようなところもあるなと思いました。それを入れたほうがいいのかどうかははっきりと言えませんが、気にはなりました。

司会者：今、証拠調べについていろいろお聞きしてきましたが、何か裁判官から質問ありますか。

裁判官：1番の方にお聞きしたいのですが、担当された事件はまさに共犯者の証言の信用性が大きく問題になる事件で、立証の組み立てとして検察官のほうは共犯者の証言はとりあえず置いておいて、それ以外の周辺部分からの立証、書証の取調べとか証人尋問を行い、中盤以降で初めて共犯者に証言していただいたという

経緯をたどったと思います。共犯者は時系列を追ってしゃべるので分かりやすいという気がしたのですが、周辺部分の書証の取調べとか証人尋問を聞いていて、少し断片的で分かりにくいという印象をお持ちになったのか、あるいは冒頭陳述が最初にされていたので、周辺部分から聞いても意外とよく分かったという感想をお持ちになったのか、そのあたりはどうですか。

裁判員経験者 1：一応、冒頭陳述で相関関係みたいな図を書いていただいていたので、順番とかその辺につきましては、いわゆる外堀から入って、本丸が入ってということで、そのずれはないかなと思いました。

5 分かりやすい審理・評議の在り方③<論告・弁論，評議>

司会者：論告・弁論，評議の部分で何か思われたことや感想がありましたら、お願いいたします。

裁判員経験者 5：弁護人の主張で、被告人が精神病で、精神病院に行っているという記述があって、私はそれが治ったのか治ってないのかという点が結構論議になるのかなと思っていたら、結局精神病ではなかったという結論で、その記述って必要だったのかなという印象が残っています。

裁判員経験者 6：一番、記憶に残っているというか印象深かったのは裁判長の発言の中にAという可能性と別のBという可能性、A以外の可能性はないというふうに言えないとAを取れないというようなところまで突っ込んで考えないといけないうようなことを聞かせてもらって、そこは本当になるほどとすごく勉強になったと考えています。

司会者：量刑資料を参考にして刑の長さや重さを決めているということについては何か抵抗感があったのか、あるいはそういうものだなという感じであったのか、そのあたりいかがですか。

裁判員経験者 1：量刑のことにつきましては、いろいろ過去の事例とかその辺見てて思ったのは、同じ殺人についても、重い軽いがあるのだなと思いました。同じ

罪名でも状況によって幅が広いのだなというふうに思っていました。

裁判員経験者 8：量刑の資料を見せてもらったんですけども、そういうものがあるというのをまず言われたときに、そんなものがあるんだという印象を少し受けました。きちんとした資料に基づいて、ある程度導かれるといたしますか、資料はすごくいいなと思いました。逆に言えば、その範囲で、死刑でもいいのではないかなと思っても、そういうふうに限られた範囲内ではあるのかなというふうにも思いました。

裁判員経験者 1：量刑の範囲の資料とかをスライドで見せられましたけれども、あれは一審までですか。例えば、控訴審とか最高裁の判例とか、そこまでの資料を含めての資料になっているのでしょうか。

司会者：一審で確定したものは一審の結論が載っていますし、二審で変更があったものは二審の結論が載っています。上級審で終わってない事件はまだ載っていないので、載ってるのは、終わった事件の最終的な結論が載ってるというものになります。

弁護士：1番の方にお伺いしたいのですが、この事件では、見やすい資料ではなくて、割と分厚めの文書を弁護士が最後に渡しておられたかと思います。これがどれだけ役に立ってたか、立たなかったかみたいのところをお聞かせください。

裁判員経験者 1：確かに、文章をきちんと事細かく書いていただきましたけれど、検察官のほうは相関図みたいなものも割と入っていたので、こちらのほうが入りやすかったのかなと思っています。検察官のほうはひと手間少し少なくて、飲み込みやすいのかなというふうに私は率直に感じました。

司会者：ありがとうございます。

6 裁判員裁判により多くの方が参加しやすくするための方策

司会者：それでは、参加しやすくする方策という点で、参加することによってどのような影響があったのか、こういうところが大変だったとか、仕事の面や家庭の

面、あるいはほかの面もあるかと思えますけれども、差し支えない範囲で結構ですから、少し言っていただいたうえで、もっとこういうふうにしたら参加できる人が多いのではないかなとか、そういった御提案や御意見があればお聞きしたいと思えます。

裁判員経験者 1：私の場合は、都合のつけやすい仕事なので、全部参加することができました。

例えば裁判の公判が終わってから仕事へ戻られる方もいらっしゃいました。参加しやすいしにくいということで一言で言えば、私の場合は別に問題なかったのですけれども、その辺のところは企業側のバックアップの問題ではないかなと思えます。

司会者：2番の方はいかがですか。今回参加されて、この辺しんどかったとか、影響があったとか、あるいはこういうふうにすればよかったなど、そういう御意見はありますか。

裁判員経験者 2：私は判決の終わった翌日からしばらく病院へ通ってました。裁判によるストレスではないかということで、しばらくしたら落ちつくだろうということで、実際、今は落ちついてます。

司会者：参加している間は、大丈夫だったのですか。

裁判員経験者 2：たまに調子が悪くなったりしていましたが、時間が経てば治るという状況でした。

司会者：では3番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：私の場合は仕事量を自分である程度調整はできるというか、スケジュールを自分の都合で調整できるので参加できたと思っています。ただ、それでもひと月の仕事量は変わらないので、その月だけは残業の時間がすごく伸びたという意味では大変ではありました。それから少し思ったのが、これから裁判員として参加できる人というのが、仕事によって大きく左右されると思えます。選

ばれてしたいと思っても仕事がどうしても抜けられないから参加できない。逆にこういう関係の仕事の人は調整がつくからできるとか、ばらつきがだんだん生まれてくるのが、公平性という点で少し課題なのかなと務めてみて思いました。

あと、例えば日程をもっと長くとりとか、逆に詰めるとか、とにかく拘束される期間が短ければ短いほど、逆に長ければ長いほど都合が付きやすいのかなと思ったりしました。

司会者：期間を長くにとって期日を合間に入れたほうが都合が付きやすかったですか。

裁判員経験者 3：私はどちらでも大丈夫ですが、世間一般的にどちらなのかなと思います。そこが課題となっているのかなと思います。

裁判員経験者 4：当時、病院に勤めておりました、直接上司に話をして、仕事の都合がつけばいいよと言っていただきました。病院長にお話がいったら、どうも裁判員制度が立ち上がったときに、もし職員が当たったらどうしようか、就業規則に入れようかという話が出たけども、途中で頓挫したらしいです。グループの事務長から話をきかせてもらったところ、どこかの職場でもそんな人いたけれど、その人は行かなかった、何か行かなくて当然みたいな言い方をされたと言っていました。有給休暇を取って行くしかなかったのですが、給料もらって裁判員制度でもお金出るんだらう、両方もらってそれはいかななものかというふうな話もあったそうです。企業側の誤った知識というのか、そのあたりの周知徹底をしていかないと、やはり参加する方が少ないと思います。

司会者：ありがとうございました。企業側に対する広報もやっているのですが、その辺も今後努力していきたいと思います。

裁判員経験者 5：私は、一昨年の11月に来年度の名簿に選ばれましたという御連絡をいただいて、今年の1月の裁判員裁判に参加しましたが、その間が結構長くてもう選ばれなかったんだなと思っていたところに案内があったので、少し期間が長過ぎだという印象があります。

休みは一応シフトで休みが取れたのですが、もし選ばれなかったらただの暇な休暇になってしまっていたので、もう少し前もって選ばれるか選ばないか分かれれば、休みを取りやすいかなと感じました。

司会者：当日にならないと選ばれるか選ばれないか分からないという点ですか。

裁判員経験者 5：そうですね。

裁判員経験者 6：終わったときに、最後に感想を話す機会があって、そのときに裁判長に一応言ったのですが、その職場の者がどこかへ行くときには、来てくれと言っている側のトップが相手のトップに書面でそういうことを要請するのではないかと。形式的ではあっても、きちんとされたほうがいいのではないかなと思います。

もう一つは自分のことなんですけども、ほぼ1週間、朝から夕方まで詰めて裁判員として行ったのですが、7月でちょうど作物がぐんと伸びる時期でした。1日でも行かないとしんどいので、間をもう少しあけてほしいなという気はしました。

司会者：では、7番の方をお願いします。

裁判員経験者 7：私は、ダブルワークで、片方の仕事を転職したばかりだったので有給休暇がとれない状態だったのですが、もう片方のほうは早い目にシフトを出さなければならないところだったので、もう選ばれた時点で話をして、こういうのに選ばれたからいつどうなって休むことになるか分からないので承知しておいてくださいということをお伝えして、理解は得られました。片方の転職したばかりの職場も、そういうことは最初から話をして、こういうのが来たので行きたいというと、休みを取ることに對する理解はしていただけたのですが、休暇について直属の上司がすごく骨を折って事務のほうに掛け合ってくれたのですけれど、何十年もある企業で、何百人と従業員がいる施設だったのですが、それでもやはりやったことのある人がいないので、就業規則などに書いていないですし、前例

がありませんでした。事務では決められないということで、結局、私だけの特別事例のような感じで休みを取れるように何とかしてくれました。多分、その後も就業規則など何も変わってないと思います。なので、社会の理解が必要だなということをしごく感じたのと、本当に新聞やテレビで見るだけというのは一部の情報だけなので、いろいろな過程があって、いろいろな人がかかわっていて、それで妥当な結論出しているというところが、一般の人には分からないと思います。結論の部分しか見ないので。

司会者：では、8番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者8：私は会社員ですが、数人の候補になったときに直属の上司にだけ、とりあえずこういうことがあるかもしれないということだけは説明しました。決まったときにきちんと届けを出したわけですけれども、手引きのような分厚めの本があったと思うのですが、それには休暇を取得できますというようなことが書いてあったので、有給休暇を申請しました。ところが、会社から有給休暇ではなくて、これは義務だから特別休暇として有給休暇を使わずに給与が出る形でお休みをいただきました。タイミングよく私も業務のほうにそれほど支障がなかったので、特に負担がかからずに休むことはできました。

裁判員としての職務は、一般的な定時の時間と言いますか、それほど長い時間でもなかったですし、それほど苦でもなかったです。ただ、やはり日程について5日間ぐらいだったのですが、それだけまとめて会社員が休むというのは結構しんどい人が多いと思うので、中1日あるとか、ばらけた日程であるほうが参加しやすいのかなという印象はあります。

司会者：いろいろありがとうございました。確かに裁判所のほうでももう少し頑張れるところがたくさんあるかなという感じもいたしました。

それでは、もう時間もありませんけれど、裁判員に参加されて何か社会に対する見方が変わった、あるいは自分の考え方が変わった、経験してこういうことが

よかったかなということがあれば、何か御紹介いただければと思います。アンケートでは、皆さんからやってよかったといい評判をいただくのですが、それでは抽象的ですので、具体的にこういうことがよかったということを伝えることができれば広報としても非常にいいのかなと思います。いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：参加してすごく変わったのは、司法に対する親近感というか、参加するまでは正直すごく遠い世界の出来事という感じだったのですが、参加してみているいろいろな人がいろいろな知恵を出し合って、一生懸命考えて結果を出している判決なんだということを目の当たりにできたので、人間がつくってる制度なんだなというのをすごく実感できたのもっと身近に感じれるようになりました。そういうところが一番大きく変化しました。

司会者：ありがとうございます。ほかに何かありますか。

裁判員経験者 1：裁判員やってたからということで、たまたまテレビの報道番組で、死刑判決から無期懲役に上級審で変わってしまったというニュースを見ました。裁判員が下した判決をある程度尊重すべきという話があるのですが、死刑判決を出された裁判員の方はかなり苦勞して、自分自身を鬼にして下したと思いますが、それが簡単に変わってしまっていることに、非常に苦慮します。私も、裁判員に一度関わっているから見方が変わってきていると思うのですが、若干に疑問に思うことはあるので、その辺のところはこれからどうなっていくか注目して見ています。

司会者：その辺は問題があるのですが、やはり注目するようになられたということですか。ほかにいかがですか。

裁判員経験者 4：先ほども少しお話しましたが、生い立ちの状況が自分とかなり重なっている部分があって、改めて自分の人生のことを少し振り返るきっかけになってよかったと思います。

あと、自分が今まで経験してきたこと、何かがきっとその評議の中に活かされ

ているのではないかと思いました。やはり感じることは人それぞれで、私はたたき台になってもいいという思いでいろいろなことを言わせてもらって、もしかしたら何気ないことがきっかけではっと思うことが出てくるということもあったのではないかなというふうに思いました。

普段できない経験もさせていただいたので、参加してよかったと思っております。

裁判員経験者 6：結論から言うと参加してよかったなというのが結論です。けれども、私自身、定年退職になった後での話なので、時間的にも大分ゆとりがあったので受ける気にもなったのですが、そうでなければ、おそらく、何とかして外れようと思ったのではないかと思います。実際やってみると中身を知って、皆さん本当に誠実にやっておられて、発言しやすいような雰囲気でもらえたというあたりは、よかったなと思うのですけれども、人の罪を決めることになる気持が重たいです。もともと国の命令でくるようなものですので、その命令で仕事を辞めてまで来なければならないのかという思いもあります。だから、もっと社会的に受け入れられるように広報が必要になってくるのではないかと思います。

裁判員経験者 8：私も参加してよかったと思っているのですが、具体的に言うと、裁判官、裁判の裏側を見れたりとか、普通に生活していたらもう裁判自体もそう関わるようなことではないので、人生経験として見ることができたことがすごく大きいし、何か下すとかそういうことではなくて、同じ平等な社会に生きて、同じルールがあるわけですから、ルールを破った人が同じ立ち位置にいる人から罰を受けるではないですけど、そういう意識をもう少し持ってもらって、裁判員にもっと参加してもいいなと思える人がいたらいいなと思って今日は来させていただきました。もっと広まればいいなと思います。

司会者：ぜひ、もっともっと広めていただきたいと思いますので、お願いします。

今のテーマに限らず全般的なことでもあればお願いします。

裁判員経験者 3：証拠調べのところで聞きそびれたことがあったのですが、法廷で弁護人が証人の犯罪歴を裁判所に開示してほしいとおっしゃっていましたが、裁判所がそれを認めなかったので分からなかったという場面がありました。証人の証言の信用性を図る上で、それを知りたかったと思ったのですが、結局それが分からないまま評議に入ったというところがあって、それは知りたかったと思いました。

司会者：難しいとは思いますが、本当に信用性に関係するなら、それは出すべきなのでしょうが、恐らく裁判所としては関係ないだろうとか、かえってミスリードになるとか、難しい判断だと思います。実際どうかというのは、その場になってみないと何とも言えないかと思いますけれど。

裁判員経験者 8：気になっていたのですが、評議のときに限られた時間の中で判決を下さないといけなくて、意外に時間がないと思ったのですが、知らない者同士が集まって、言いたいことを言える人はいいいのですが、最初はしゃべれなくてすごく時間がかかったことが少し気になっていました。もう少し一人ずつどうですかと聞いてくださったら、もっとしゃべりやすいと思いました。

司会者：そこは結構迷います。最終的には皆さんに聞くのですが、一方で、一人ずつ聞くのもどうなのかという御意見をいただいたりすることもあります。

7 質疑応答

記者：3点ございまして、まず一つ目、裁判員を務める中で一般人の感覚なら少し難しいなと感じたことや改善してほしいと思っていることがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

2点目、重複しますが、裁判員をされながら仕事や家庭との両立で困ったこととか難しいと感じたことがあれば教えていただければと思います。

3点目、皆さんが担当された事案について報道されたりしたと思いますが、それに関して、もっとこう報道してほしいとか、何か思ったことがあれば教え

ていただきたいと思います。

裁判員経験者 1：裁判員に決まったとき、絶対に家族以外、職場も誰も知らせてはいけないという感覚を持っていました。もう一つ別の事件の候補者にもなっていたので、一か月ほど完全に休むかたちになって、同僚に頼み込んで全ての休みを変わってもらうことができました。そこでお前何かあったのか病気かと言われましたが、理由は言えなかったです。そのあと、裁判員になって、職場で正式に決まりましたと言うと言ってくれたらよかったのにと言われました。初公判のときに、評議の内容には守秘義務がありますが、裁判員になったことは言ってもらっていいと聞きました。そのときに、初めて肩の荷が下りたような気がしました。

司会者：ありがとうございます。選ばれた方には大丈夫ですと言うのですが、確かに選ばれる前は分からないですね。候補者になったことをどういうふうに言っているのかというのは、確かにおっしゃるとおりだと思います。

裁判員経験者 5：先ほどの意見と一緒に、私も友達に選ばれたと言ったら、それは人に言っているのというふうに言われました。あと、免除の期間が確か1カ月か2カ月あったのですが、この期間であればできるというお仕事をされてる人とかは特に、参加できる月とかも、選べたらいいのかなと感じました。

司会者：皆さんは御自身が担当された裁判がどういうふうに報道されたかについて、興味を持って見ていたり、あるいは報道のされ方が気になっていたりされた経験はありますか。

裁判員経験者 3：私に関わらせてもらった事件は、求刑と判決にすごくギャップがあって、求刑よりも判決が軽く出たというケースで、周りからは何でそんな軽くなったのかと言われました。判決の報道でこういう理由でこういう事情があって、この判決になりましたという御説明があればと少し感じたところです。

記者：社会に対する意識であったり司法に対する見方であったり考え方も変わったというお話を聞きましたけれど、そういった思いを共有できる場の必要性、例え

ば自分の意見をこの意見交換会だけではなくて、発信できるような場の必要性についてどうお感じでしょうか。大阪だと、そういった市民団体があるのですが、京都で取材している限りではそういった民間の団体がないので、そういった団体でお互いの悩みや思いを共有できる場の必要性について思うことがあれば教えてください。

裁判員経験者 7：私はその必要を感じたので、今日参加させてもらったところがあるのですが、やはり同じような経験をされた方と、毎回都合が合うわけではないとは思いますが、共有したいとか吐き出したい、あれでよかったのかなという思いをもう一回確認したいということは感じていました。今日久しぶりに審理として自分がかかわった資料を読ませてもらっただけでも、みんなで考えた判決だから、これはあのときのベストだったということを確認できたので、今日は本当によかったと思っています。自分が主体的に関われるか分からないですけど、いろいろな人のために吐き出す場というのはあったらいいなと思います。

裁判員経験者 3：私もそうですけれど、自分以外で経験者を身の回りで見たことがないので、裁判員をしたということを見ると、すごく興味を示される方がすごくたくさんいて、話を聞きたいという方がやっぱりいると思います。ただ、周りにいないから聞けないというのが、一般の方の印象だと思うので、興味を示される方がその話を聞ける場というものがもしあれば、もっと周知していく上でいい手段だろうなと思います。

司会者：なかなか言う場がないのですかね。気を遣って聞かれない方が多いのでしょうか。そういう場で、何か集まってするということについてほかの方ができますか。

裁判員経験者 6：私の周りにも裁判員したということを知ったことがないです。言っただけではいけないと思っている人も結構多いと思います。どこまでなら言っただけなのかというところの理解がもう少し進まなければならないと思います。そのため

に、どこかで集まれるような場やあの手この手の取り組みというのはまだまだこれから必要だろうと思います。

裁判員経験者 1：私も最初に言いましたけれど、絶対しゃべってはいけないと思っておられる方が多いと思います。例えば裁判所がアンケートを取って、企業などから希望があれば、裁判員経験者の方と一緒に説明会をすとか、マスコミの方につついてもらって、裁判員に興味を持ってもらって、逆に裁判所を動かすといったこともあると思います。例えば京都新聞は一番地元密着ですから、そういったところで裁判所を利用してつついて、裁判員のことを広めてもらうとか、そういった動きもあっていいのではないかと、裁判所が動くのではなくて、例えばマスコミから今度逆に進めていくという動きもいけるのではないかと思います。

裁判員経験者 8：意見交換会や裁判員に関わった人が相談する場合はもちろんそれはそれで必要ですけど、結局そこで固まってやっていたって、外に放出しないと、結局やった人しか知らないし意味がないと思っています。例えば私も裁判員をやった後か前か忘れてしまったけれど、検索してみたところ、ブログに書いてらっしゃる方とかもいましたが圧倒的に数が少なかったです。どれぐらいの規模の人数が今まで経験されているのかが分からないのですけれど、何かもっと出てきてもいいのになと思います。ただ、自分が特定されたくないですとか、どこまで言っていないか分からないから少し怖いし書けないとかもあると思いますけど、もう少し表に出てきてもいいのではないかと思います。

司会者：確かに余り見ませんね。

8 まとめ

司会：それでは、最後に法曹三者から感想をお願いします。

検察官：本日は長い間、2時間にわたって、皆さんからいろいろな御意見拝聴しましてありがとうございました。今日いろいろ聞かせていただいたことをもとに、検察庁でも証拠を必要かつ十分なものに絞って、かつ、こちらが伝えたいことを

分かってもらえるようにいろいろと庁内で話をし、分かりやすい裁判というものに心がけていきたいというふうに思っております。本日はありがとうございました。

弁護士：今日はありがとうございました。今後、適切な材料を用いて、適切な内容を伝えるということをより高めていきたいと思っております。ありがとうございました。

裁判官：本日はいろいろ貴重なお話をいただきどうもありがとうございました。毎回、裁判員裁判をするたびに裁判員や補充裁判員の方が、本当に一生懸命事件について考えていただいて、いろいろな角度から貴重な御意見をおっしゃっていただきます。それによって裁判の質が非常に高められているところであります。

ただ残念ながら、裁判員候補者の方の辞退率が上昇して出席率が低下している状況でございます。その要因としてはさまざまなものが考えられるところであります。お話にも出た日程の組み方の問題、あるいは裁判の期間そのものの長さというところもあるのかもしれませんが。そういった要因であるとか、雇用形態の変化とか、企業のスタンスとかそういったこともいろいろあるかと思っております。ただ、話にも出ていたとおり、裁判員になることへの不安感であるとか、関心の低下というものも一因として考えられます。

皆様におかれましては、今後とも、勤め先あるいは知り合いの方に対して裁判員に参加した感想であるとか、やりがいなどをぜひ積極的におっしゃっていただいて、今後裁判員になるであろう方々の背中を押していただきたいと思います。また、裁判所は広報活動にもっと打って出るべきではないかと個人的にも考えておるところなのですが、裁判官だけが企業などに出向いても説得力が乏しいところがありますので、ぜひ皆様におかれましては、そういった広報活動でお声がけさせていただいたときには、ぜひ御協力いただければ非常にありがたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

司会者：それでは、以上をもちまして終了といたします。お忙しい中ありがとうございました。

ございました。また今後とも、いろいろ御協力をお願いいたします。どうもありがとうございました。

以 上